

## 株券が電子化されます ～タンス株は本人への名義書換が必要です～

2009年6月を期限とする政令で定める日に、上場株式の株券は一斉に電子化(ペーパーレス化)が一斉に実施されます。証券決済にかかわるコストとリスクの低減を図り、国際標準に沿った証券決済システムを構築するのが目的です。

電子化以降は、手持ちの株券そのものが法律上では無価値(効力のない紙切れ)となることを意味します。現在のところ、証券保管振替制度を利用しない場合、株券の売買や担保差し入れは株券の現物で行われていますが、電子化後は手持ちの株券が無効となるため、株券を使っての売買や担保の差し入れは不可能になるということです。電子化後も株主としての権利を確保するためには、いくつか確認しておこななければならないポイントがあります。

まず、株券を証券会社を通して証券保管振替機構に預けている場合には、電子化へ移行するための手続きはいっさいひつようありません、株主としての権利は自動的に確保され、これまでと同様に売買は自由にできるので、心配いりません。

注意すべきは、株券を自宅や貸金庫などで本人が管理している場合です。この場合手持ちの株券が本人名義になっているかどうかをしっかりと確認しておくことが重要です。株主総会召集通知や配当金の支払通知が本人の名前で届いており、支払を受けているのであればその時点で本人の名義になっていることが確認できます。この場合は、電子化後は「特別口座」で管理されることとなりますが、「特別口座」にいれたままでは株式の売却ができないので、売却したい場合は証券会社に本人の取引口座を開きそこに移す必要があることを理解しておきましょう。

そして、もっとも注意を要するケースは名義書換の手続きがされておらず、株主名簿に株主として記載されていない場合です。このままでは、電子化後において株主として取り扱われないことになってしまいます。名義書換の手続きをしないと、第三者である名義株主が勝手に株を売却してしまい、株主としての権利をうしなってしまう恐れがあり、また、本人の口座に移し変えるには煩雑な手続きが必要になるようです。該当する方はできるだけ早急に名義書換をすませておきましょう。

名義書換については、取引のある証券会社または株主名簿管理人(株式の発行会社から株主名簿の管理を任された信託銀行や証券代行会社)に相談するのが確実です。証券会社を通じて証券保管振替制度を利用すれば自分で名義書換をする手続きが不要になります。なお、今回の株券電子化制度は、非上場株式には適用されません。

名義人が亡くなっている場合、株券の相続と名義書換の手続きとが必要になります。具体的な手続きは取引証券会社か株主名簿管理人にお問い合わせしてみてください。

また、株券そのものを紛失してしまった場合は、取引のある証券会社や発行会社に連絡して、その株式の株主名簿上の名義人が本人名義になっているかどうかの確認をします。紛失した株券については、株券失効制度の手続きを行う必要があるため、発行会社または株主名簿管理人にお問い合わせください。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270

HP:<http://www.yamamori-zeirishi.com/>